

12 外出手段の支援



1. 福祉タクシー

歩行困難な肢体不自由者又は日常生活に支障がある方の利便を図るために、1か月あたり4,000円相当の福祉タクシー利用券を交付します。

■ 対象

台東区内に住所を有し、身体障害者手帳又は愛の手帳の交付を受けている方で、個別の障害が次のいずれかに該当する方

1. 視覚機能障害 1級又は2級
2. 上肢機能障害 1級
3. 下肢機能障害 1級～3級
4. 体幹機能障害 1級～3級
5. 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害のうち上肢機能障害 1級
6. 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害のうち移動機能障害 1級～3級
7. 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫、肝臓機能障害 1級～3級
8. 知的障害の程度1度又は2度

※2つ以上の障害がある場合は、個別の障害で該当するかを判断します。

■ 支給制限

次のいずれかに該当する方は交付の対象となりません。

1. 自動車燃料費の助成を受給している方
2. 本人（20歳未満の場合は扶養義務者）の所得が、別表（P182）の限度額を超えている方

■ 手続きに必要なもの

身体障害者手帳・愛の手帳

※転入の方は本人（20歳未満の場合は扶養義務者）のマイナンバーカード、又は個人番号確認書類と身分証明書（詳細はP59参照）

☆ 問合せ

障害福祉課 区役所2階10番窓口

電話03-5246-1201 FAX 03-5246-1179

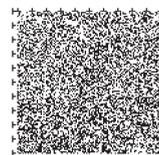
2. 自動車燃料費の助成

心身障害者又は心身障害者と生計を一にする方が所有し、主に心身障害者のために利用する自家用車の燃料費を月額2,200円を限度として助成します。

■ 対象

・身体障害者手帳または愛の手帳の交付を受けている方で、個別の障害が次のいずれかに該当する方

1. 視覚障害 1級又は2級



2. 上肢機能障害 1級
 3. 下肢機能障害 1級～3級
 4. 体幹機能障害 1級～3級
 5. 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害のうち上肢機能障害 1級
 6. 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害のうち移動機能障害 1級～3級
 7. 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫、肝臓機能障害 1級～3級
 8. 知的障害 1度又は2度
- ※2つ以上の障害がある場合は、個別の障害で該当するかを判断します。

・上記の心身障害者と生計を一にする方で、主にその心身障害者のために自動車を所有している方

※いずれの場合も、自動車税の減免を受けていることが助成の条件です。

■ 支給制限

次のいずれかに該当する方は助成を受けられません。

1. 福祉タクシー利用券を受給している方
2. 本人（20歳未満の場合は扶養義務者）の所得が、別表（P182）の限度額を超えている方

■ 手続きに必要なもの

1. 身体障害者手帳・愛の手帳
2. 印鑑（スタンプ印不可）
3. 車検証
4. 自動車税減免決定通知書 ※東京都 ZEV 導入促進税制対象の方はお問合せください。
5. 預金通帳（自動車所有者のもの）
6. 転入の方は本人（20歳未満は扶養義務者）の（非）課税証明書。申請する月により必要な（非）課税証明書は異なりますので、お問合せください。

☆ 問合せ

障害福祉課 区役所2階10番窓口

電話03-5246-1201 FAX 03-5246-1179

3. リフト付福祉タクシー

車いすや寝台使用の障害者の方が、そのまま乗車できるリフト付福祉タクシーの予約手数料、迎車料金等を助成しています。

■ 対象

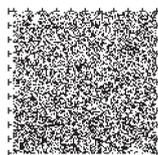
福祉タクシー券の対象と同じ要件です（P105参照）。ただし、所得による制限はありません。

■ 利用方法

障害福祉課にあらかじめ登録していただき、所定のタクシー会社に直接予約することで、普通タクシーの料金で利用できます。利用希望の1か月前から予約できます。

■ 手続きに必要なもの

身体障害者手帳



☆ 問合せ

障害福祉課 区役所2階10番窓口

電話03-5246-1201 FAX 03-5246-1179

4. 車いすの貸出

区内在住・在勤・在学の方で、介護保険法による借受ができない方や介護保険申請中の方、病气やケガなどで、一時的に車いすが必要となった方へ車いすの貸出を行っています。

■ 貸与期間

3か月

※ただし、1回のみ更新（3か月）可能

なお、通算6か月間借りた方はその後の貸出はできません。

■ 費用

無料

※急に必要な時や短期間必要な時には、地域の方々のご協力により区内に「車いすステーション」を設けていますので、ご利用ください。貸与期間は一週間程度、費用は無料

☆ 問合せ

台東区社会福祉協議会 台東ボランティア・地域活動サポートセンター

〒110-0004 台東区下谷1-2-11

電話03-3847-7065 FAX 03-3847-0190

5. 補助犬の給付

■ 対象

区内に居住する満18歳以上の在宅の方で、次のすべての要件に該当する方

1. 希望する補助犬に応じた、以下の身体障害者手帳をお持ちの方

- ・盲導犬・・・視覚障害1級
- ・介助犬・・・肢体不自由1・2級
- ・聴導犬・・・聴覚障害2級

2. 都内におおむね1年以上居住している方

3. 世帯の所得税平均月額が77,000円未満の方

4. 他人の所有する家屋に住んでいる場合は所有者又は管理人の承諾が得られる方

5. 所定の訓練を受け、補助犬の行動を適切に管理できると認められる方

6. 補助犬の給付を受けることにより、社会活動への参加に効果があると認められる方

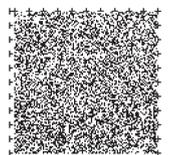
■ 費用

無償。ただし、給付された補助犬の飼育、管理、治療費等に係る一切の経費は自己負担となります。

■ その他

・給付頭数には限りがあります。

・あらかじめ補助犬訓練事業者に給付相談を行うなどの要件がありますので、申請前にお問合



てください。

☆ **問合せ**

障害福祉課 区役所2階10番窓口

電話03-5246-1201 FAX 03-5246-1179

6. 福祉車両（スロープ付自動車）の貸出

高齢や障害などで、外出に大きな制限を受ける方に対し、スロープ付き福祉車両の貸出を行っています。送迎、レクリエーション、通院などにご利用ください。

（一般的な車いすでの利用を想定しているため、車いすの形状によっては利用できない場合があります。）

■ **対象**（区内在住で以下に該当する方）

- ・ 在宅の高齢者、障害者で移動に車両を必要とする方
- ・ 車いすの利用者

■ **費用**

無料（走行した分のガソリン代は自己負担）

※なお、運転手の確保は、原則利用される方をお願いしています。詳細は、お問合せください。

☆ **問合せ**

台東区社会福祉協議会 台東ボランティア・地域活動サポートセンター

〒110-0004 台東区下谷1-2-11

電話03-3847-7065 FAX 03-3847-0190

